

# 川西町水道事業経営戦略(概要版)

## 第1章経営戦略策定の目的

水道事業の経営環境の変化から経営健全化の取り組みが求められている。将来にわたってサービスの提供を安定的に行うため、中長期的な基本計画である「経営戦略」を策定するもの。

## 第2章水道事業の現状と課題

### (1) 行政区域内の人口と水需要

(単位:人)

年度	行政区域内人口	給水人口
平成18年度	18,663	18,437
平成27年度	16,008	15,861
平成38年度	13,178	13,056

(単位:m<sup>3</sup>)

年度	年間配水量	1日平均配水量
平成18年度	2,608,750	7,147
平成27年度	2,124,522	5,805
平成38年度	1,804,925	4,945

### (2) 水道施設

- ◆昭和36年度認可
- ◆昭和37年一部給水開始
- ◆昭和45年山間部を除く全町に給水開始
- ◆平成2年3月玉庭・東沢の簡易水道の統合(町内全域が上水道給水区域)
- ◆平成19年10月から100%県水を受水
- ◆平成27年度末配水管延長220.21km

耐用年数を超過した配水管・布設替え必要

### (3) 災害・危機管理対策

地震、洪水及び土砂災害等による水道施設への被害が危惧される。

「川西町危機管理マニュアル」「断水マニュアル」に基づき対応。県及び広域の防災訓練に参加

### (4) 水道事業の経営

給水人口の減少や節水器具の普及により水道料金収入の減少

「川西町水道事業経営健全化計画」に基づく、人員配置・更新機器の長寿命化による経費の削減

### (5) サービス

町外の新たな3つの金融機関と取扱いを開始し、水道利用者のサービスの向上を実施

### (6) 人材育成

定員適正化計画に基づき、最小限の人員で業務を行っているが、技術者の育成が急務

## 第3章経営の基本方針

### (1) 安定供給

本町の水道水は県水100%の受水を行っているため、安定供給のためには、企業局からの送水管の安全確保が不可欠

平成27年度から企業局で送水管耐震化工事を実施30年度完成予定

中央監視装置及び携帯電話ネットワークを使用し、24時間受水量及び配水量を監視し、住民に水道水の安定供給を実施

### (2) 水質管理

- ◆中央監視装置及び計装設備により常時水質管理を実施
- ◆専門業者による法定検査項目の水質検査の実施
- ◆町内9戸の配水末端箇所にある家庭に委託し、残留塩素濃度の測定を実施

継続して適正な水質管理を実施

### (3) 耐震化の促進

- ◆企業局の送水管工事同時施工で配水管の布設替工事実施
- ◆国の交付金を活用し、基幹管路の配水管の布設替工事実施

水道事業施設計画調査に基づき、計画的な配水管の耐震化を実施

### (4) 応急給水体制・応急普及体制の充実

- ◆川西町総合防災訓練にて応急給水訓練を実施
- ◆県及び近隣市町と連携した訓練に参加

継続的な訓練を実施  
災害時「川西町建設業協会」との連携により早期普及の実施

### (5) 老朽化施設の更新

管路・建築物・設備等耐用年数を超過しているものが多い

水道事業施設計画調査に基づき、計画的に更新を実施

### (6) 施設更新費用の対応

給水人口の減少等から将来の料金収入の伸びが見込めない

事業の平準化を図りながら、建設改良費の財源を国の交付金や一般会計からの支援により確保

### (7) 利用者サービスの充実

利用者の利便性を図るため平成30年度から水道料金のコンビニ納付ができるよう、準備を進める。

### (8) 技術者の確保

水道事業の運営に欠かすことのできない専門知識や技術習得のため、外部研修会等へ参加により職員の能力向上を目指す。

## 第4章計画期間

平成29年度から平成38年度までの10年間  
(経営状況等の変化に対応するため、必要に応じて見直しの実施)

## 第5章投資・財政計画

別紙1「収益的収支財政計画」・別紙2「資本的収支財政計画」のとおり

### (1) 投資について

平成38年度までに有収率を83%に向上させるための、漏水調査の実施及び老朽管更新事業を計上

### (2) 財源について

- ◆収益的収入  
主な収入は水道料金・一般会計繰入金(基準内)
- ◆資本的収入  
主な収入は企業債・国庫補助金・一般会計繰入金(基準外)

### (3) 投資・財政計画の条件

- ◆収益的収支  
将来の水需要を基に給水収益を試算
- ◆資本的収支  
建設工事の平準化、道路整備計画に基づく関連工事を考慮

## 第6章経営健全化の取り組み

### (1) 組織及び定員に関する事項

- ◆定員適正化計画に基づく職員の配置
- ◆現在委託している以外の業務の民間委託の検討

### (2) 料金改定に関する事項

- ◆高料金対策に係る繰入金により、当面水道料金は据え置く(原則5年毎に見直しを検討)

### (3) 一般会計からの繰入金に関する事項

- ◆国で示した基準に基づく、繰入の実施
- ◆建設改良費のための、基準外の繰入の実施

### (4) 民間委託活用に関する事項

- ◆メーター検針及び開閉栓業務の継続した民間委託の実施
- ◆新たな民間委託業務の検討

### (5) 資金管理・調達に関する事項

- ◆企業債、一般会計繰入金及び内部留保資金等により、事業運営及び建設改良費に必要な資金を確保

### (6) 情報公開に関する事項

- ◆水道事業の経営内容や料金の仕組み等を広報誌やホームページを活用して水道使用者に情報発信

### (7) 広域化に関する事項

- ◆水道事業の広域化に向け、置賜2市2町の自治体と勉強会を実施し可能性を検討